

金融資産所得課税の理論的考察(1)

—— アメリカ連邦所得税を中心として ——

水 野 恵 子*

- I 序
- II 所得概念と所得の性質
- III 金融資産収益と金融所得課税の一体化（以上本号）
- IV デリバティブ課税
- V 投資信託の課税
- VI 総括

I 序

1 問題の所在

(1) 近年、わが国では、金融システム改革が進展するなかで、現金・預貯金をターゲットとする金融商品が出現し、その取引において、課税のあり方が租税理論および租税政策の重要な課題となってきている。

わが国の個人金融資産は、1,450兆円¹⁾に上り、そのうちおよそ5割強は、現金・預貯金等で保有されている²⁾。従来からわが国では、金融商品の所得においては、大衆向け商品として預貯金の利子所得が一般的であった。また、利子所得を有する所得階層と、配当所得および株式等譲渡所得を有する所得階層との間には格差があり、配当所得・株式等譲渡所得の保有者は高額所得階層であるという認識があった。しかし、このような貯蓄形態から、今後は投資信託やデリバティブ等の

【一橋法学】（一橋大学大学院法学研究科）第6巻第1号2007年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了、2006年博士（法学）取得

- 1) 日銀が発表した平成17年9月末の資金循環統計（速報）によると、家計の金融資産残高は1,450兆円となった。家計資産に占める預貯金の割合は5割強であるが、株式や投資信託等リスク資産の比率は過去最高の10.5%となり、預金から投資へのシフトが鮮明になってきたとしている（日本経済新聞2005年12月15日夕刊記事）。
- 2) 日本銀行資料「資金循環統計」2001年度末によれば、現金預金（54%） 保険年金（30%） 証券（含株式）（12%） その他（4%）。

金融商品へのシフトが予想されている。すなわち、わが国は、将来的に少子高齢化等により人口が減少する社会構造にあることから、預貯金等の貯蓄による金融資産の増加を期待することは難しい。そのため、現存する金融資産をどのように活用すべきかが、経済の活力維持の鍵となるということ等を鑑み、国の政策として、「貯蓄から投資へ」という要請が加えられたと考えられる。

このような状況を踏まえて、「わが国の金融資産所得に関する理論と課税のあり方」を考える前提として考慮すべきことは、以下の諸点である。

(2) 金融商品と所得階層

金融資産所得における保有割合と所得階層において、従来からわが国では、利子所得を中心に大衆向けの商品が考えられてきており、預貯金等の利子所得と配当所得および株式の譲渡所得とでは、各所得の保有割合において所得階層が異なっている（図1-1参照）。

【図1-1】

なお、階級別年間収入の内訳は、

	第1階級	第2階級	第3階級	第4階級	第5階級
年収(万円)	～380以下	380超～526以下	526～705	705～982	982超～

である。

	第1階級	第2階級	第3階級	第4階級	第5階級
通貨性預貯金	1,527	1,643	1,667	1,892	3,119
定期性預貯金	7,148	7,321	6,947	8,359	12,398
生命保険等	3,399	4,168	4,732	5,593	7,655
有価証券	894	1,535	1,334	1,484	4,257

(出所：総務庁「わが国の年間収入別貯蓄動向調査」、平成12年度により作成)

図1-1より、金融商品の所得区分と所得階層との関連では、一般に低額所得者層は、貯蓄の全保有高に対する保有割合では預貯金（その収益は、利子所得）への割合が高い。他方、高額所得者層においては、有価証券への投資の割合が高くなっていることが明らかである。

(3) 「貯蓄から投資へ」

少子・高齢化社会を支える税制の構築をめざして、平成15年6月、小泉内閣の

構造改革で「貯蓄から投資へ」といった議論が進められた。さらに、平成16年6月15日、政府税制調査会金融小委員会では、「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」が検討された。こうしたなかで、平成16年8月に金融審議会は、「リスク資産の保有を優遇する必要」を強調し、株式や投資信託等から生じる損益を相殺して税負担を軽減できる一体課税の導入を提言している。対象となる金融商品は、株式の配当や譲渡益、投資信託の売買益、預貯金の利子等が一体課税の念頭にあると考えられる。しかも、株式の配当所得および譲渡所得に対する税率は、特別措置である現在の10%（所得税7%、住民税3%）という軽減税率を変えないよう求め、政府税制調査会が原則とする20%（所得税15%、住民税5%）からの引き下げを促す内容となっている³⁾。このような政策的要請は、損益通算の対象となる金融商品の範囲を広げて、リスクの高い株式等への投資を促すもので、一般の個人投資家に投資を促進させるための環境の整備といえる。

(4) 新たな金融商品の出現と課題

そして近年、わが国は金融システム改革が進むなかで、新しい金融商品の多様化に対処しなければならないという状況にある。平成12年3月、法人税法は有価証券の評価方法等に時価法を導入した。これにより、売買目的有価証券の事業年度末の評価は時価によることとされ、デリバティブ取引およびヘッジ取引においても抜本改正が行われた。この改正により設けられた法人税法61条の5の規定により、デリバティブ取引は、期末時価評価（未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして評価する）を原則⁴⁾とすることとされた。

一方、所得税法においては、デリバティブ取引を対象とする期末時価評価の規定は、未だ導入されていないというのが実状である。所得税においてもみなし決済を原則とすることが妥当と考えられるが、しかし、未実現利益に課税することには従来から批判があり、実際に課税することに対しては課題も多い。

さらに、平成12年改正で、投資信託の事業体課税において、投資信託の収益

3) 日本経済新聞2004年8月10日朝刊記事。

4) その例外として、ヘッジ目的のデリバティブ取引等については、一定の条件の下で時価評価しないことを定めている。

には原則として、「特定信託」に法人税が課されることとなった。しかし、「証券投資信託」や「国内公募の投資信託」は、特定信託の範囲から除外され、法人課税の対象にはなっていない。この点で、水野忠恒教授は、近年、通常の法人形態以外の事業や投資形態が発展するなかで、「立法論として信託等の事業体においては、法人と同様に課税するのか、それとも信託として独自の課税の仕組みを整えてゆくのかという課題がある」⁵⁾と指摘されている。

2 本稿の目的

本稿は、前述の問題意識および課題を背景に、おもに租税理論上・政策上におけるわが国の金融資産所得の理論と課税のあり方について、租税法研究においては特に先駆的なアメリカ連邦所得税を参考に検討することを目的とする。

とりわけ、わが国の税制の動きのなかで、総合課税か分離課税かという根本的な問題と併せて、課税の公平性・中立性を中心に、金融資産所得の理論と課税のあり方等において、以下の諸点を明らかにする。

- ① 金融資産所得課税を一体化することの是非。
- ② キャピタル・ゲイン課税に対する優遇措置適用の是非。
- ③ 租税理論上、所得税におけるデリバティブ取引のみなし決済の規定導入の妥当性。
- ④ 証券投資信託等の事業体を法人課税の対象とすることの是非。

II 所得概念と所得の性質

1 はじめに

金融資産所得課税のあり方を検討するにあたり、公平な税負担をどう配分すべきかという観点からみたとき、所得課税の取り扱い⁶⁾は所得概念⁶⁾と深く係わる問題である。また、何が課税所得であるかについて、所得概念をどう応用するか

5) 水野忠恒『法律学大系 租税法 [第2版]』316～317頁（有斐閣、2005）。信託等の事業体課税は第V章で後述する。

6) 所得概念については、多くを、水野忠恒『法律学大系 租税法』114頁以下（有斐閣、2003）。金子宏『所得概念の研究』1頁以下（有斐閣、1995）によっている。

を考えることも重要である。

前述したが、わが国の所得税制は、包括的所得を採用している。包括的所得概念⁷⁾は、人が収入等の形で新たに獲得する経済的価値のすべてを所得とする考え方⁸⁾である。しかし、わが国の実態は、利子所得、株式譲渡益等の課税に対して、租税特別措置⁹⁾の適用の下で分離課税が採用されている。そこで、第Ⅱ章は、租税の理論的研究にあたって基本的前提となる、①包括的所得、②二元的所得、③最適課税論等の基本構造について検討し、どのような考え方をとるかを明らかにする。さらに、基礎理論的研究として所得概念¹⁰⁾をとおして、金融商品の所得区分を検討する。また、所得の範囲を広くとらえるか狭くとらえるか、特に資本と所得の区分に関しては、本稿で直接問題となる株式譲渡益の問題もある。たとえば、実現された利得のみを所得と解するのか、あるいは、資産の価値の増加は所得であるのか等は所得概念の構成にも大きく関連する。本章では、どのような観点から所得を捉えるかということが検討課題となる。この点で、現在わが国が採用する包括的所得概念と、おもに経済学者の間で支持されていると思われる処分型所得概念を中心に整理したい。

処分型所得概念¹¹⁾は、各年度の所得を各年度の消費支出の総額であると捉え、消費に向けられる部分のみに課税するという考え方である。この考え方は、消費型所得概念とも呼ばれており、貯蓄および投資に向けられる蓄積部分は、所得の

7) 参照、第Ⅱ章第2節(4)以下。

8) 包括的所得概念を採用する所得税制においては、一時的・偶発的な所得も所得課税の対象とされる。

9) 利子所得は、一律20%の比例税率で源泉分離課税（租特3条の3第1項）、有価証券の譲渡益は、平成14年改正で特定口座制度が導入された。この特定口座内の取引においては、納税者の選択により、上場株式等の譲渡益に対して一律10%（地方税を合わせた）の源泉分離課税が適用されることになった（租特37条の11第1項・2項）。

10) 「所得概念の問題は、所得税の課税対象とその範囲を画定するという意味でその出発点をなす最も基本的な問題であって、所得税をめぐる立法論上・解釈論上の諸問題は、それと直接・間接の関連を持っていることが多い」（金子・前掲注6）所得概念10頁）。

11) 「処分型」の所得概念という区分はウーラー（P. Wueller）によるものである。ウーラーは、「フィッシャーが処分型の所得概念を提案したこと、もっと明確に言えば、フィッシャーの所得概念は消費基準によって特徴づけられるということは明らかである」としている（P. H. Wueller, *Concepts of Taxable Income II, The American Contribution*, Political Science Quarterly, 53, 558 (1938).

範囲から除外される。この点で、蓄積に向けられる部分を所得から除外し、消費に向けられる部分のみに課税をするという捉え方は、租税基本原則に反するものであるとの解釈がある。

他方、貯蓄や投資および一時的・偶発的な利益も所得とする考え方がある。すなわち、納税者に対して、収入等の形で一定期間に新たに生ずる経済的利益を所得とみる。この考え方の類型を「発生型あるいは取得型」所得概念といい、包括的所得概念とも呼ばれている。わが国の所得税法は、包括的所得概念が採用されている。

こうした所得概念の研究から得られる示唆は、とりわけ、未実現の利益が所得の範囲から除外されるか否かを検討する上で重要である。そこで、前述した、「処分型」の所得概念を提案するフィッシャー (I. Fisher) の見解に触れ、支出型あるいは消費型所得概念の理論へのつながりを見ていく。続いて、発生主義的伝統から定義したセリグマンの所得概念¹²⁾を見ていく。さらに、フィッシャーの所得の定義を基本的前提として受け入れながら、しかし所得に貯蓄を含めたという点で、リンダールの所得概念等を整理していくこととする。

2 所得概念の伝統的学説

(1) フィッシャーの所得概念¹³⁾

歴史を遡り、所得概念の体系的分析の先駆けとして高名な経済学者であったフィッシャーは、最も重要な決定、それは、「資本と所得とを区分することである」と主張し、「キャピタル・ゲイン (capital gains) は、将来の所得の単なる資本化にすぎない。それらは決して現在の所得ではない」¹⁴⁾とした。たとえば、もし、普通預金口座が、複利計算によって利得計算をするならば、その場合には所得は一つもなく、資本の増加があるのみである¹⁵⁾と説いて、資本と所得を区分

12) P. H. Wueller, *supra* note 11, at 557-558.

13) フィッシャーの所得概念では、その多くを Irving Fisher (b), *The Nature of Capital and Income*, 51-, The Macmillan Co., (1906)、金子・前掲注6) 所得概念24頁によった。

14) Irving Fisher (a), *The Theory of Interest*, 25-26, The Macmillan Co., (1930)。フィッシャー (気賀勘重、気賀健三訳) 『利子論』26頁 (日本経済評論社、1980)。

したのである。つまり、資本は、資金と所得のフローであり、資本は富 (wealth)、所得は富のサービス (service) であるというのが所得区分として重要な点である。このことは、つぎのように定義される。すなわち、一定時点に存在する富のストックは資本と呼ばれ、一定期間を通して得られるサービスのフローは所得と呼ばれる¹⁶⁾。この定義によれば、フィッシャーの所得概念には特徴が二つあるといえよう。まず一つは、所得としてのサービスのフローのなかには、資本財の修理 (maintenance) あるいは資本財の創造 (creation) に回されたものを含めてはならないこととしている。他の一つは、所得と資本の概念を本質的に関連するものとみなしている、ということである。すなわち、貯蓄を将来の収入増をもたらすべく資本財に還流するフローと位置付け、所得としてのフローから貯蓄を除外しているのである¹⁷⁾。フィッシャーの見解は、所得のなかに貯蓄を含めていないのである。したがって、貯蓄として現在の所得から除外されたフローは、資本財の増加を通じて将来の所得の増加につながり、将来の所得の増加は、所得価値の増加を通じて資本価値を増加させる。このように、所得および資本の問題を検討するにあたり基本的なことは、将来を現在に移すことである¹⁸⁾。このような

15) I. Fisher (a), *supra* note 14, at 26. 気賀ほか訳・前掲注14) 利子論27頁。

16) I. Fisher (b), *supra* note 13, at 52.

17) 古典的には、フィッシャーの他にも、支出型所得概念を提唱した高名な経済学者ミル (J.S. Mill) がいる。ミルは、所得のうち支出に対してのみ課税し、貯蓄には課税しないとすることが、所得課税の最も適正な方法であるとしたのである。その理由として、所得が貯蓄される場合、その元本にはすでに課税されている。その後、貯蓄をすれば、その貯蓄から生じる利子に対する課税は、納税者にとっては、貯蓄の二重課税になると論じた。(J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, (1888)の文献は、残念ながら入手できなかった。本稿は、ジョン・S・ミル (末永茂喜訳) 『経済学原理 (五)』46頁 (岩波文庫、1959) によっている。

18) プリーリーとマイヤーズ (R. Brealey & S. Myers) によれば、今日の\$1は、明日の\$1より価値がある。なぜなら、今日のドルはすぐに利子を稼ぎはじめるために投資することができるからである。後で受け取るペイオフの現在価値は、そのペイオフに1未満である割引ファクター (discount factor) を掛けることにより得られる。すなわち、 C_1 を期間1年、 r を収益率とすると、現在価値 = 割引ファクター $\times C_1$ (1年後) となる。この割引ファクターは、将来受け取る\$1の現在価値である。つまり、割引ファクター = $1 / (1 + r)$ で表される (R. Brealey & S. Myers, *Principles of Corporate Finance*, 34, (7th ed., McGraw-Hill/Irwin, 2003), プリーリー & マイヤーズ (国枝繁樹ほか訳) 『コーポレート・ファイナンス 上 [第6版]』21頁 (日経BS社、2004)。

フィッシャーの提唱する所得概念は、第二次大戦中のアメリカ財務省による支出税提案に継承されていった。以下では、フィッシャーと対立する立場にあり、20世紀の高名な財政学者であったセリグマンの所得概念を見ていくことにする。

(2) セリグマンの所得概念¹⁹⁾

セリグマン (E.R.A. Seligman) は、つぎの二つの所得の定義を発展させた。まず一つは、「所得とは、とりわけ個人的な取得の必要経費となるものおよび個人の消費に対して利用できるものであり、一定時点において流入してくるもので、消費のために所有者が処分することができる価値を意味する。つまり、その資本は損なわれないうまに残る」²⁰⁾とした。このように所得は、資本を減少する要素を含まないとしながら、他方では、「資本への追加を構成する一時的な要素を含むものとして考えてはならない。ゆえに、所得は、最終的には課税目的のために容易に計算できる心理的な所得を副次的に含んだ、一般貨幣所得を意味する」²¹⁾とした。

さらに、セリグマンは、『株式配当は所得であるか (“Are Stock Dividends Income?”)』という論文の中で、「所得の最も自然な定義とは、入ってくるあらゆる富 (wealth) であり、入ってくるということは、基本的には効用と役務である。われわれは、実際にその効用のために物を欲する、入ってくるものは満足の形においてのみ、この効用を分配する。このことだけが真の所得 (true income) を構成する」²²⁾として、「真の所得とは実現された所得である」²³⁾と主張した。また、セリグマンは、所得とは、役務や効用から得られる満足の流入 (inflow of satisfaction) である。したがって、所得は、基本的に満足 (pleasure) あるいは便益 (benefit) 所得である²⁴⁾と分析した後、「真の満足が実現された満足であるように、真の所得とは、実現された所得である」²⁵⁾とした。さらに、実現から派

19) セリグマンの所得概念については、多くを P. H. Wueller, *supra* note 11, at 557-. を参考にした。

20) P. H. Wueller, *supra* note 11, at 558.

21) P. H. Wueller, *supra* note 11, at 559.

22) P. H. Wueller, *supra* note 11, at 559.

23) P. H. Wueller, *supra* note 11, at 561.

24) P. H. Wueller, *supra* note 11, at 560.

生する基準として、「分離」を挙げている。セリグマンは、「貨幣的に実現される利得であるためには、その利得は、測定できるものであり、かつ計算できるものでなければならない。すなわち、その利得は、資本から「分離」されていなければならない。「分離」は満足に不可欠のものであり、取引の本質である」²⁵⁾とした。このように、セリグマンは、所得の本質的な性質として、「実現」と「分離」を挙げ、「実現」の基準を資本からの「分離」に求めている。

以下の考察では、セリグマンの理論がマッコンバー判決に強く影響を及ぼし、所得の実現という観点から、株式配当が「所得」に含まれるか否かが争点となったマッコンバー判決を見ていきたい。

アイズナー対マッコンバー²⁷⁾

マッコンバー判決は、株式配当 (stock dividend) が憲法修正16条²⁸⁾にいう所得に含まれるか否かについて争われた事件である。

訴外法人は、\$45,000,000の剰余金を有し、そのうち\$20,000,000は1913年3月1日に連邦所得税が施行された以前に獲得されたものであった。1916年1月1日、取締役会は資本の構成を調整するために、発行済株式 (common stock: 普通株) に対する額面50%の普通株による株式配当 (stock dividend) と対応する剰余金の資本組入を決定した。配当を受けた株式額面のうち、1913年3月1日以後に獲得された剰余金の資本組入に対応する部分の課税が問題となり、1916年所得税法が、連邦に所得課税を認めた憲法修正16条に反しないかが争われた。

アメリカ連邦最高裁判所は、5対4で課税を違憲と判示した。ピットニー裁判官 (Mr. Justice Pitney) による多数意見は、所得を「資本または労働、もしくはその両者から得られた利得」と定義し、「資本から得られた (derived from capital)」という点を重視し、「所得とは、資本に発生した利得や投資における価

25) P. H. Wueller, *supra* note 11, at 561.

26) P. H. Wueller, *supra* note 11, at 561, note 21.

27) Eisner v. Macomber, 252 U.S. 189 (1920), および W. Klein, J. Bankman, & D. Shaviro, *Federal Income Taxation*, 192- (13th ed., Aspen, 2003)を参考にした。

28) 「連邦議会は、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず、各州の間に配分することなく、また国勢調査その他の人口算定によることなしに、所得に対して租税を賦課・徴収することができる」(憲法修正16条)。

値の増加ではなく、財産から生み出された交換可能な価値をもつ何ものかとしての利得や利益であり、資本から分離されて入ってくるものである」とした。そして、「株式は、株主の法人に対する資本的利益 (capital interest) を表象するものにすぎず、株式配当があっても、株主はその投資を引き出す権利を与えられていない。よって、金銭等で配当が支払われた時に、はじめて、利得あるいは利益として実現するとして、所得の実現の観点から株式配当は所得ではない」²⁹⁾と判示した。すなわち、会社の収益が、会社の財産から分離されていないことを、株式配当が所得を構成しない主な理由としたのである。

実現が所得の要素であると論じたマッコンバー判決は、資産から生じた何らかの交換可能な価値が受け取られた場合にのみ、資産価値の増加を実現すると判示した。これに対し、金子宏教授は、「未実現の利得も担税力を増加させることは確かである。したがって、実現をもって所得の要素と考え、未実現の利得を所得から除外することは、公平な税負担の配分という所得税の基本原理に反する結果となる」と指摘し、「未実現の利得は、資本ではなく所得を構成すると解するのが妥当であるといえよう」³⁰⁾と見解を示しておられる。

続いて、フィッシャーの所得の定義を基本的前提として受け入れながら、所得に貯蓄を含めたという点で、リンダールの所得概念を見ていくこととする。

(3) リンダールの所得概念

リンダール (E. Lindahl) は、フィッシャーの所得の定義を基本的に受け入れて、所得をつぎのように示した。

「(所得) = (消費) + (租税) + (貯蓄)」

「(貯蓄) = (実物投資の純価値) + (金融投資の純価値) + (現金の増加)」

(E. Lindahl, *Studies in the Theory of Money and Capital*, p. 115)

これらの方程式から示唆されるリンダールとフィッシャーの所得概念の顕著な違いは、フィッシャーは、所得としてのフローから貯蓄を除外しているが、リンダールは、所得は貯蓄を含むものでなければならないとしている点である。すな

29) W. Klein, J. Bankman, & D. Shaviro, *supra* note 27, at 195.

30) 金子・前掲注6) 所得概念63頁。

わち、リンダールは、何らかの所得源泉から反復・継続して生じる経済的な利得を所得ととらえ、反復・継続的には生じない意外の利得は所得から除いている。

ところで、会計学の見地からは、一時的・偶発的・恩恵的利得を所得の範囲から除外することには合理的な理由があると考えられている。なぜなら、会計の目的は、一定期間の企業の経営成績および財政状態等の経営の成果を投資家・債権者等に開示することにある。よって、そこに、一時的・偶発的・恩恵的な利得を所得の範囲に含めることは、経営成果の表示をゆがめることになってしまう。しかし、租税法においては、担税力という観点からこうした考え方は排斥しなければならないことを、金子宏教授は指摘されている。

(4) シャンツの所得概念

包括的所得概念を歴史的に眺めると、19世紀後半にドイツのシャンツ (G. Schanz) の示した所得概念にまで遡る。シャンツは、従来の所得の範囲を狭く限定した学説が間違っていることを指摘し、「所得は、所与の期間内の一経済における純財産の増加」³¹⁾と定義した。この定義について金子宏教授は、「シャンツの所得概念は、真に包括的であって、すべての純収益、資産の使用の経済価値、金銭価値のある第三者の給付、すべての贈与・相続・遺贈、富くじの当り、保険金、あらゆる種類の投機利益が所得に属する」³²⁾と見解を述べておられる。そこでは、人の担税力を増加させるすべての利得が所得である、とする考え方がシャンツの純資産増加説であるとされている。

シャンツの見解を基本的に受け入れたアメリカのヘイグ (R. M. Haig) の所得概念は、その後、サイモンズ (H. C. Simons) によって受け継がれ、さらに、20世紀前半のアメリカへと受け継がれていった。そして今日、わが国やアメリカをはじめとする国際社会で、所得の基本概念として広く受け継がれている。このような状況から、所得の範囲を包括的に構成することが、何よりも租税の公平負担の観点から優れているということが考えられる。そこで以下では、ヘイグ＝サイモンズの所得概念を見ていくことにする。

31) 清永敬次「シャンツの純資産増加説」『税法学』10頁 (日本税法学会、1958)。

32) 金子・前掲注6) 所得概念24～25頁。

(5) ヘイグ＝サイモンズの所得概念

シャンツの定義を受け継いだアメリカのヘイグ (R. M. Haig) は、「所得とは、①貨幣そのもの、あるいは、②貨幣を単位として評価の可能な範囲内での欲求を満足させ得る能力の増加あるいは累積 (increase or accretion) である」³³⁾と定義している。さらに、ヘイグは、「経済学者が提示する明白に規定された所得の定義とは、二時点間の経済力の純累積からなる貨幣価値である。この定義が、所得を欲求の次々と生まれる満足 (flow of satisfactions) とみる基本的な経済学の考え方から、ただ一つの重要な点で外れているにすぎない。つまりそれは、欲求の満足それら自体よりむしろ、欲求を満足させる経済的能力を所得と定義している。それは、欲求を満足させる力を行使するときよりもむしろ、その力を取得したときに課税する。これは、公平について我々の理解 (our sense of equity) に反するものではない。人が欲求の満足を将来に延期することを選択するという事実は、課税をも延期するという十分な理由とはならない」³⁴⁾と述べている。さらにヘイグは、「包括的所得概念は、同じ性質のものをすべて含むのに十分近いものであること。しかし、性質の異なるものを含むほど広い定義ではなく、そこに含まれるものは、満足を生み出す財貨やサービスを支配する (金銭で表示された) 能力という類似性をもっていること」³⁵⁾と説いている。その結果、ヘイグは、株式配当、資産価値の増加等を所得の範囲に含める³⁶⁾のである。

一方、同じようにシャンツの見解を受け継いだサイモンズ (H. C. Simons) は、「個人所得とは、①消費によって使用された権利の市場価値および、②期首との間における資産の蓄積の価値における変化、との代数の和」³⁷⁾と定義している。さらに、サイモンズは、所得概念を包括的に構成する根拠として、「累進所得税の意義と目的は、経済的な不平等を緩和することにある。したがって、その目的

33) R. M. Haig, *The Concept of Income*, (1921), reprinted in R. Musgrave & C. Shoup, (eds.) *Readings in The Economics of Taxation*, 59 (Richard D. Irwin, Inc., 1959).

34) R. M. Haig, *supra* note 33, at 59.

35) R. M. Haig, *supra* note 33, at 59.

36) R. M. Haig, *supra* note 33, at 59-62.

37) H. C. Simons, *Personal Income Taxation: the definition of income as a problem of fiscal policy*, 50 (The Univ. of Chicago Press, 1938).

を達成するためには所得の範囲をできるだけ広くとらえることが有効である」³⁸⁾点を主張している。その結果、ヘイグ＝サイモンズの所得の定義は以下のように表すことができる。

所得を Y 、一定期間の消費を c 、期首資本の市場価値を W_0 、期末資本の市場価値を W_1 とすると、 $Y = c + (W_1 - W_0) = c + \Delta W \dots\dots (i)$ となる。(i)式によれば、所得は、一定期間の消費と当期資本の市場価値の純増加との和に等しいと解釈する事ができる。サイモンズは、「所得税は、所得に対する課税ではなく、それぞれの所得の大きさに即して人々に課される租税である」³⁹⁾と、所得を包括的に解釈している。サイモンズのこの考え方を受けて、金子宏教授は、「人々の間における公平を保つことが重要であり、それは、担税力の増加をきたす利得をなるべく包括的に所得に含めることによって実現されるのであるということ、および、所得は、物に即した観念ではなく人に即した観念である」⁴⁰⁾と論じておられる。

これらの見解から、包括的所得に基づく人の担税力の指標は、個人の所得の額であり、人々の担税力を増加させるすべての利得は所得の範囲に含めることが、公平な税負担の配分を考慮する上で極めて重要であることが示唆される。

さらに、クレイン、バンクマンおよびシャビロー (W. Klein, J. Bankman, & D. Shaviro) は、未実現の利益、帰属所得、政府から受けるサービスの価値および余暇の価値も課税の範囲であるとして、「サイモンズの定義を完全に実行すれば、ある活動を優遇したり、制限したりするような税制にはならない⁴¹⁾」と主張している⁴²⁾。さらに、「もし、所得が担税力のものさしであるという理由で、所得税

38) H. C. Simons, *supra* note 37, at 5.

39) H. C. Simons, *supra* note 37, at 128.

40) 金子・前掲注6) 所得概念29頁。

41) ビトカーは、包括的所得概念を批判した論文「包括的課税ベース *A "Comprehensive Tax Base" as a Goal of Income Tax Reform*」のなかで、「包括的課税ベースを達成する方法としては、すべての租税特別措置を廃止した後、ヘイグ＝サイモンズの所得の定義を採用するならば、真の包括的課税ベースが達成される」ことを述べている (B. Bittker, *A "Comprehensive Tax Base" as a Goal of Income Tax Reform*, 80 (II) Harv. L. Rev., 925, 932 (1967))。

42) W. Klein, J. Bankman, & D. Shaviro, *supra* note 27, at 38.

が採用されているとすれば、ある取引や事実をどのように取り扱うかは、つぎのような問題として判断されるべきである。それは、その取引や事実が担税力にどのように影響するのか。また、他の人と比べて、その取引をした人はどれだけ裕福であるのか⁴³⁾といった点を示し、さらに、バンクマン等は、「ヘイグ=サイモンズの定義は、かつて履行されてきた定義、あるいは、より厳粛 (seriously) に提唱されてきた定義よりも、さらに広義なものである」と、ヘイグ=サイモンズの示す所得概念を評価している⁴⁴⁾。

3 包括的所得概念の課税のあり方

以上のように、所得を包括的に捉える考え方は、最初シャンツによって体系化され、その後ヘイグやサイモンズによって主張されてきた。特にアメリカでは、1960年頃に一般に支持されるようになった。このように包括的所得概念が重要視されてきた背景には、その概念が担税力に応じた公平な課税を達成する上で有益であると考えられたからに他ならない。

また、包括的所得税の考え方が各国で広く支持されるようになったのは、それが、各種の租税特別措置（たとえば、課税除外、課税繰延べ、分離課税等）によるタックス・ベースの浸食、およびそれに伴う種々の弊害に対する批判原理となったからである⁴⁵⁾と述べられている。

水野忠恒教授は、包括的所得概念の理論が支持された理由として、累進課税によって所得を再分配するには、課税対象が広い方が適切であり、経済的安定の効果を踏まえて、課税を景気と調整させる。景気が低迷している場合には、課税も少なくして景気の低迷をある程度抑えることができる⁴⁶⁾などの点を指摘された。

また、貝塚啓明教授は、租税特別措置が包括的所得課税の立場からすると公平の原則に反し、結果的に課税ベースを縮小させていることは明らかであり、同一の税収をあげる場合、課税ベースが包括的であればあるほど全体として税率は低

43) W. Klein, J. Bankman, & D. Shaviro, *supra* note 27, at 38.

44) W. Klein, J. Bankman, & D. Shaviro, *supra* note 27, at 38.

45) 金子・前掲注6) 所得概念119頁。

46) 水野・前掲注6) 租税法118頁。

くてすむから、税負担は軽くなる。逆に、包括的な課税ベースが侵食されれば、残った課税ベースにかかる税率が高くなる⁴⁷⁾と、租税特別措置が結果的に所得税のもつ公平さを害していることを指摘されている。

いうまでもなく租税負担は、納税者の間で公平に配分されなければならない。しかし、現在のわが国の所得税は、包括的所得概念を採用してはいるものの、多くの租税特別措置の導入によって、公平負担が歪められている。本稿で取り上げる、金融資産所得に対する課税においても例外ではない。

包括的所得概念の下で、課税のあり方はつぎのようにまとめられよう。すなわち、租税の公平負担を維持するには、人々の担税力を増加させる利得をすべて所得の範囲に含めることが必要不可欠である。

ところで、1967年にビトカー (B. I. Bittker) は、論文「所得税改革の目標としての包括的課税ベース A “Comprehensive Tax Base” as a Goal of Income Tax Reform」のなかで、包括的課税ベースの考え方を批判する検討を行っている。この点に関して、金子宏教授は、「租税政策の分野におけるビトカー教授の所説の内容にはきわめて重要なものがある」⁴⁸⁾と示唆されている。そこで、以下では、ビトカーによる『包括的課税ベース』の論文の概要およびビトカーの見解を明らかにし、こうした先行研究を下に包括的所得概念について考察することとする。

4 ビトカーの「包括的課税ベース」⁴⁹⁾

(1) 第二次大戦後、所得税の課税ベースを包括的にとらえる概念が各国で支持されるようになった。なぜ所得を包括的に捉える考え方が広まったかについては、すでに述べた通りである。また、各国では種々の租税特別措置が導入された。租税特別措置の多くは、分離課税、課税除外、課税繰延べ、所得控除、税額控除等、一定の所得をその源泉あるいは支出目的に応じて課税対象から除外するとい

47) 貝塚啓明『財政学』208頁(東京大学出版会、2000年)。

48) 金子・前掲注6) 所得概念119～121頁。

49) 金子宏「ポーリス・ビトカーの〔包括的課税ベース〕批判論の検討」は、金子・前掲注6) 所得概念119頁以下に詳細がある。

うものであった。分離課税も、その効果においては所得の一部課税除外と同じ効果がある⁵⁰⁾。

(2) ビトカーの『所得税改革の目標としての包括的課税ベース (A “Comprehensive Tax Base” as a Goal of Income Tax Reform)』⁵¹⁾の見解は、まず、論文の書き出しで以下のように主張している。「第二次世界大戦以後、最も有能な連邦所得税の解説者等は、内国歳入法典の所得課税の条項において「例外 (exceptions)」、「優先 (preferences)」、「抜け穴 (loopholes)」、および「漏出 (leakages)」等を繰り返し攻撃し、これらの「特別な規定」によって引き起こされた「所得課税ベースの浸食 (erosion of the income tax base)」を元に戻すことを議会に求めてきた。「包括的課税ベース」は、連邦所得税の構造の最も重大な議論における主要な組織概念になったといっても誇張ではない⁵²⁾。そして、包括的課税ベースの主張者や支持者等の説くところは、必ずしも一貫していないことを指摘し、「既存の包括的課税ベースの考え方は、特別措置の廃止および所得税制度の改革にまったく役立たない⁵³⁾と主張している。

ビトカーはこのような問題意識から、論文「包括的課税ベース」のなかで、既存の包括的課税ベースにおける問題点を検討している。その結果、すべての特別措置を廃止し、包括的課税ベースを達成する新たな方法をつぎの3点にまとめている⁵⁴⁾。

まず、第1は、「納税者の総所得を内国歳入法典61条(a)項⁵⁵⁾のみを用いて計算し、その計算による結果を修正するような規定をすべて「優遇 (preference)」として排除する⁵⁶⁾という方法である。第2は、「ヘイグ=サイモンズの所得の定義を

50) たとえば、低額所得者（課税所得金額が330万円未満）は、課税利率は10%である。一方、高額所得者（課税所得金額が900万円以上）は、課税利率30%あるいは（課税所得金額が1,800万円以上）37%である。この点で、利子所得が一律20%の分離課税であるということは、所得税の累進税率適用の下で、高額所得者はより大きな税負担を免れ、低額所得者は、仮に総合課税で課される税額以上の負担をしているということになる。

51) B. Bittker, *supra* note 41, at 925.

52) B. Bittker, *supra* note 41, at 925.

53) B. Bittker, *supra* note 41, at 925.

54) この要約については、金子・前掲注6) 所得概念145頁以下を参考している。

用いる。評価の困難、執行上の問題は、理想から若干の離脱 (departures) を必要とする⁵⁷⁾という方法である。この点で、離脱は、仮に避けられないものであるにしても一つの特別措置であり、定義の本質的部分というよりは、実際的必要性に合わせるためのものである⁵⁸⁾としている。第3は、「商務省の国民所得課 (National Income Division of the Department of Commerce) の国民所得統計における国民所得の概念を用いる⁵⁹⁾という方法である。

ビトカーは、「包括的課税ベース」に対する総括的な結論として、以下においてさらに明らかにされるであろう理由から、優遇のない (no preference) もしくは、包括的課税ベース理論 (comprehensive tax base approach) の組織的な、しかも、厳格な適用は、認識されてきたよりもずっと多くの現行の租税構造の変更を要求する、と結論してつぎのように指摘している。すなわち、「これらの変更の多くが、ヘイグ＝サイモンズの定義に合致するにもかかわらず包括的課税ベースの考え方に抽象的には魅力を感じている人たちの多くに、非常に受け入れ難いものであろうと確信する。また同時に、包括的課税ベースという概念には、今まで認識されてきたよりもずっと多くの曖昧性 (many more ambiguities) が残されている。結局、複雑な社会において単純化された租税構造を望み続ける人たちは、もし包括的課税ベースが、簡素化に重要な貢献をするであろうと信じるなら、私の見解では、二重に失望させられるであろう。現行税制の厄介な複雑さの大部分は、定義上の基準とは無関係な論点に関するものであるか、あるいは定

55) IRC § 61 総所得の定義

(a) 一般定義—本項において別に定める場合を除き、総所得とは、取得する源泉のいかんを問わず、下に掲げる項目を含めて (ただし、これらに限定しない) 全ての所得をいう。①手当、手数料および類似の所得項目を含めて、役務に対する報酬、②事業から取得する総所得、③資産の処分から取得する利得、④利子、⑤賃貸料、⑥権利使用料、⑦配当、⑧離婚手当および別居手当、⑨年金、⑩生命保険および養老保険契約からの所得、⑪恩給、⑫債務免除における所得、⑬組合総所得の配当持分、⑭被相続人にかかる所得、および、⑮相続財産あるいは信託財産の権利における所得。

56) B. Bittker, *supra* note 41, at 931-932.

57) B. Bittker, *supra* note 41, at 925-932.

58) B. Bittker, *supra* note 41, at 932.

59) B. Bittker, *supra* note 41, at 933.

義上の基準からの離脱を認めた場合に、避けることのできない論点に関するものであるか、のどちらかである」⁶⁰⁾。ビトカーは、「包括的課税ベース」を批判し、上記のような考え方の下で、仮に課税ベースを包括的に構成するとしたときに、いかなる改正が必要となるかを、各分野について検討している。しかも、ビトカーは、その対応策として、消費型所得税の採用を主張するというのではなく、あくまで、既存の包括的所得概念の欠陥を明らかにして、取得型⁶¹⁾（あるいは発生型）所得税の観点から論じている。以下では、未実現の増加益についてビトカーの見解を検討する。

(3) 未実現の増加益について、ビトカーは、「現行法の下において、資産の増加益は、譲渡によって実現するまで課税されないが、包括的課税論者のうち、誰一人として一年ごとに増加益を課税対象に取り込むことを主張していない」⁶²⁾点を指摘し、さらに、「納税者の資産を毎年評価することが困難であることは認めつつ、包括的課税ベース論者が生命保険契約の毎年の価値増加を課税対象に含めることを提案しながらも、未実現の増加益に対しては課税をあきらめるということは首尾一貫しない」⁶³⁾と主張している。

ところで、アメリカでは、相続人が相続により取得した財産は、その財産の相続時の時価をもって取得価額とすることをステップ・アップ・ベーススと呼ぶが、未実現利益の課題として、このステップ・アップ・ベーススの問題がある。すなわち、資産を死亡の時点まで所有し続ければ、未実現利益は永久に課税対象から免れることになる。これは、納税者からみればきわめて大きな特典である⁶⁴⁾。

包括的課税ベースの観点からみた最大の課題は、未実現のキャピタル・ゲインが原則として課税の対象から漏れており、相続によって資産が移転する場合、それが永久に課税もれになるという問題である。金子宏教授は、「このような包括的所得のあり方は理想からは遠く離れている。今後、それがどのような方向に進

60) B. Bittker, *supra* note 41, at 925, 934.

61) 各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値を所得と解する。

62) 金子・前掲注6) 所得概念139頁、B. Bittker, *supra* note 41, at 933-937.

63) 金子・前掲注6) 所得概念140頁、B. Bittker, *supra* note 41, at 933, 937-938.

64) 金子・前掲注6) 所得概念140頁。

んでゆくのか、大きな関心の持たれるところである」⁶⁵⁾と指摘されている。

5 包括的所得概念と実現

(1) 所得を包括的に構成する場合、その範囲をどこまでにするのかという問題がある。すなわち、実現した利得のみを所得ととらえるのか、あるいは未実現の利得をも所得に含まれるのかという議論は、伝統的に租税法の重要な課題である。実現の概念に関する問題は、二つの文脈で用いられる。一つは、ある所得がどの年度に課税の対象となるのかという、タイミングの問題。もう一つは、未実現の利得を所得に含まれると解するか否かという、所得の範囲に関連した問題である。この問題を考えるにあたり、古典的なアメリカ合衆国最高裁判所の判例、マッコンバー事件とコッタージセイビングス事件を引用する。マッコンバー事件においては、セリグマンの所得概念のなかで前述したように、所得が資本から分離されて実現したときに課税所得となる。それゆえ、実現していない（資本から分離していない）ものは所得ではないとした。つまり、マッコンバー判決は、実現をもって所得の要素とし、「資本からの分離」による「実現」という線引きで区分したのである。

(2) コッタージセイビングス事件⁶⁶⁾は、IRC § 1001(a)の下で、実現原則が「実質的に異なる」という要件を含んでいると解すべきか否か、そして、資産の売却や処分該当するためには、交換する資産の経済的本質が異ならなければならないか否かという点で争われた。具体的には、金融機関による住宅抵当ローンの債権 (interest in residential mortgage loan) の交換（たとえば、自己の保有する抵当権を他の人の保有する実質的に同じ抵当権と交換した場合）から生じた損失が、税法上、控除が認められる損失か否かという事件である。

IRC § 1001(a)は、「資産の売却もしくは資産を処分したときの利得あるいは損失の算定において、利得とは、売却もしくは処分によって〔実現した額 (the amount realized)〕が〔調整取得価額 (adjusted basis)〕を超過する分である。

65) 金子・前掲注6) 所得概念159頁。

66) Cottage Savings Association v. C.I.R., 499 U.S. 554 (1991), W. Klein, J. Bankman & D. Shaviro, *supra* note 27, at 213-225.

また、損失とは、「実現した額」を上回る「調整取得価額」の超過分になる」と規定している。この規定では、「売却もしくは処分」を実現の要件としているが、この事件における持分利益の交換は、「売却」には該当しないと解される。では、資産の「処分」に該当するのだろうか⁶⁷⁾。

内国歳入庁長官 (Commissioner) は、「資産の交換が § 1001(a)における「処分」に該当するのは、交換される資産が実質的に異なる (materially different) ときのみである」とした。さらに、「本件において取引された担保権は、本質的に経済的代用品 (economic substitutes) であるため、実質的に異なる。それゆえ、「処分」に該当しない」⁶⁸⁾として控除を認めなかった。

これに対し、原告 (Cottage Savings) の主張は、「§ 1001(a)の下では、交換された資産が実質的に異なるかどうかには拘らず、あらゆる資産の交換が、資産の「処分」に該当する。また、交換されたローン債権は異なる資産に担保されており、交換された持分利益とは実質的に異なる」⁶⁹⁾とした。

ここで、解釈すべきポイントは、§ 1001(a)の実現原則が「実質的に異なる」という要件を含んでいるか。あるいは、もし含んでいるとして、経済的本質が異なることが必要か⁷⁰⁾という点である。

この点で、「実質的に異なる」という、その要件は、Reg. § 1.1001-1によって規定されている。すなわち、利得あるいは損失は、資産が現金化されたとき、あるいは、種類 (性質; kind) や範囲 (大きさ; extent) 等の、「経済的本質が異なる」他の資産と交換されたときに実現し、利得や損失として取り扱われる (Reg. § 1.1001-1, 1990) と具体的に規定されている。この規定を前提に最高裁判所は、「交換する資産が「実質的に異なる」ときにのみ § 1001(a)の下で実現するという長官の主張に同意する。さらに、株式等の資産の交換による場合、当該資

67) W. Klein, J. Bankman & D. Shaviro, *supra* note 27, at 214.

68) W. Klein, J. Bankman & D. Shaviro, *supra* note 27, at 214-215.

69) W. Klein, J. Bankman & D. Shaviro, *supra* note 27, at 214-215.

70) § 1001(a)にいう、「[資産の売却もしくは処分]に該当するためには、その資産の経済的本質が異なっていないか、あるいは、どのくらい異なっていないか、ということは何処にも書かれたことがない」(W. Klein, J. Bankman & D. Shaviro, *supra* note 27, at 215)。

産が“実質的に (materially)”あるいは“本質的に (essentially)”異なるときにのみ課税所得が実現する。したがって、本件において取引された担保権は、実質的に異なる⁷¹⁾と判示し、控除を認めなかった。

以上のように、コテージセービングス事件において、課税上、控除可能な損失の実現とは、交換された債券が「実質的に異なる」かぎり、債券の交換によって利得や損失が実現するものと解される。この場合、「実質的に異なる」とは、「異なる会社から発行された株式」は「実質的に異なる」ものといえる。また、「同じ会社から発行された株式であっても、異なる権利と効力をもつ」場合は、実質的に異なるといえよう。しかし、「同じ会社における、同じ性質の同じ持分割合の利益をもつ株式」は、経済的本質が異なる、よって、実質的に異なるとはいえない、ということが示唆される。

(a) コテージセービングス事件に対するクレイン、バンクマン、シャビロー (W. Klein, J. Bankman, & D. Shaviro) の見解

近年、アメリカの著名な租税法学者であるバンクマン等の見解は以下のようである。「利得あるいは損失は、資産が現金化されたとき、あるいは、種類や範囲等の、「実質的に異なる」他の資産と交換されたときに実現し、利得や損失として取扱われる」(Reg. § 1.1001-1) という条文の解釈を下に、「条文の解釈が合理的であるかぎりそれに従うべきである」⁷²⁾としている。さらに、「1934年以来、内国歳入庁長官は、§ 1001(a)の資産の処分という文言が、「実質的に異なる」という要件を含んでいると解釈している。しかし、どのような場合に§ 1001(a)の下で「実質的に異なる」といえるかについては、より難しい問題である。内国歳入庁長官の主張によると、交換された資産が、「実質的に異なる」ということができるのは、それらの資産が経済的本質において異なっているときのみである。経済的本質が異なっていると判断するためには、当事者の意図や、抵当権の流通市場での評判、あるいは監督官庁の見解に注目しなければならない」⁷³⁾としている。

71) W. Klein, J. Bankman & D. Shaviro, *supra* note 27, at 215-216.

72) W. Klein, J. Bankman & D. Shaviro, *supra* note 27, at 215.

73) W. Klein, J. Bankman & D. Shaviro, *supra* note 27, at 216.

また、バンクマン等は、「われわれの解釈によれば、交換された財産が「実質的に異なる」かぎり、利得や損失が実現する。したがって、コッテージセービングスの取引は、この要件を満たすものである。つまり、コッテージセービングスと他のS&L⁷⁴⁾が交換した抵当権の下となっているローン契約においては、債権者が異なっており、担保となる資産も異なっている。したがって、交換された利益は、法的に異なった権利を具体化したものであり、これらの利益の交換において、実現していないとみなす理由はない⁷⁵⁾と見解を述べている。

6 消費型・支出型所得概念と資産所得課税

(1) つぎに、1970年代以降、急速に多くの人々の支持を得るに至った処分型の所得概念⁷⁶⁾と呼ばれる消費型・支出型所得概念を検討する。この概念は、各年度の利得のうち、効用あるいは満足の源泉である財貨やサービスの購入に充てられる部分のみを所得とし、貯蓄・投資に向けられる部分は所得の範囲から除外する。つまり、消費・支出の総額のみを所得とする考え方である。このような所得の捉え方は、ミル (J. S. Mill) にまで遡る。ミルは、「所得税を賦課する正しい方法は、貯蓄・投資された部分を免除して、支出に向けられた所得部分のみに課税することである⁷⁷⁾とした。この考え方は、貯蓄・投資から生じる利子や利得に課税すれば、貯蓄・投資の元本にはすでに課税されており、二重課税の対象になる。しかし、支出に充てられた部分のみに対する課税ならば一度で済む、という考え方に基づくものである。

1970年代以降、消費型・支出型所得概念は、消費型・支出型所得税の理論として急速に復活し、多くの人々の支持を得るようになった⁷⁸⁾。

74) S&L; Savings and Loan Association.

75) W. Klein, J. Bankman, & D. Shaviro, *supra* note 27, at 218.

76) 処分型という区分は、ウーラー (P. Wueller) によるものである。所得の構成において、所得は、蓄積に向けられる部分を除き、消費に向けられる部分のみに課税するという考え方で、消費に向けられるという意味で、処分型と呼んだものと考えられる。

77) ジョン・S・ミル (末永訳)・前掲注17) 経済学原理46頁。

78) 金子・前掲注6) 所得概念162頁。

(2) 消費型・支出型所得税の考え方について水野忠恒教授は、消費に応じて課税されるのであるから、若年から老年に至るまで、租税負担は平準化されることになる。これが、生涯を通じた課税の公平といわれるものである⁷⁹⁾と示されている。また、所得を包括的に捉える理論で問題となった、貯蓄の二重課税という問題は、消費支出税という考え方の下では生じない。つまり、消費支出税の考え方は、消費するものに課税し、貯蓄や投資には課税しないというものである。

フィッシャー (I. Fisher) は、消費支出税を効率的であるとしている。つまり、課税分を現在価値に割引いた場合、貯蓄をすることにより税負担が増える。しかし、消費支出する場合は、消費の時期を異にした場合であっても、税負担は同一である。したがって、一定の条件の下で、貯蓄する場合と消費する場合とでは、消費する方が税負担は軽くなる。

さらに、金子宏教授は、「消費型・支出型所得税の理論が急速に復活した背景には、所得税制が著しく不公平化し、複雑化したからである。また、1970年代に各国で景気後退が進行したからである」⁸⁰⁾と論評された。

そもそも消費型・支出型所得税では、貯蓄・投資から生じる利子や利得に課税すれば、二重課税になるが、しかし、支出したものに対する課税においては一度の課税で済む。しかし、この考え方に対して、金子宏教授は、「貯蓄や投資に向けられた所得とそこから生じる利子とは、別々の利得である。つまり、貯蓄・投資に向けられた所得とそこから生じる利子とは、別個の利得であり二重課税ではない」⁸¹⁾と指摘されている。

消費型・支出型所得税の理論は、とりわけアメリカとイギリスで支持者が多かったようである。また、イギリスのミード報告やアメリカのブループリント等の公の報告書でもとりあげられている。

近年、わが国でも支出税の提案として、二元的所得税を支持する見解がある。そこで、以下では北欧諸国が導入している二元的所得税を検討する。

79) 水野・前掲注6) 租税法120頁。

80) 金子・前掲注6) 所得概念165頁。

81) 金子・前掲注6) 所得概念15頁。

7 二元的所得税論

(1) 二元的所得税 (Dual Income Tax) は、北欧諸国の事情を背景に採用されたものである。二元的所得税の提唱者である、デンマークのソレンセン (P.B. Sørensen) は、北欧諸国で採用されている二元的所得税システムの下では、資本所得に分離比例税率 (separate proportional tax rate)、残りの他の源泉の所得全体に累進税率を組合せようとするものであると述べている。資本所得は、利子、配当、キャピタル・ゲイン、それに自営業者の事業資産からの帰属収益 (imputed returns) 等からなる。また、残りの所得は、個人所得、稼得所得と呼ばれ、主に勤労所得や私的・公的年金、他の政府移転から成り立っている⁸²⁾。

(2) そもそも、北欧における二元的所得税の採用は、それまで採用されていた厳格な総合課税制度では、高額所得者層を中心に住宅ローン利子控除制度等を活用した租税回避が行われ、税収への打撃や垂直的不公平の発生といった事態を招いたという北欧諸国の事情に対する反省から採択された経緯がある⁸³⁾。また、貯蓄等の資本所得の割合が低い北欧諸国の特殊な事情を背景に、この二元的所得税のシステムが採用されたのである。このような北欧における二元的所得税システムの顕著な特徴について、ソレンセンは、「個人所得税体系の内部 (within) であっても、資本所得は、他の源泉の所得に対する最高限界税率よりもかなり低いフラット税率で課税される」⁸⁴⁾点を示唆している。

(3) 二元的所得税の公平性および効率性に関しては、支出税に賛同する論者によって、従来の所得課税の下での資本所得への課税は、ライフサイクルの後期に消費を行う個人に対しては不利になるという論議が長い間なされてきた。たとえば、個人Aと個人Bが、ライフサイクルの二期間にわたって同額の給与所得を得たとする。個人Bは第1期で課税後の所得を貯蓄して、第2期で消費する。この場合、第2期には、貯蓄からの利子所得に対して課税される。また、個人Aは、課税後の所得を貯蓄しないで、消費する (ライフサイクルの前期に消費を行う)

82) P. B. Sørensen, *Tax Policy in the Nordic Countries*, 1-2 (Macmillan Press, 1998). P. ソレンセン (馬場義久監訳) 『北欧諸国の租税政策』1~2頁 (日本証券経済研究所、2001)。

83) 金融税制に関する研究会「今後の金融税制のあり方について」(平成14年6月)。

84) P. B. Sørensen, *supra* note 82, at 2. 馬場訳・前掲注82) 2頁。

場合を考えてみる。

個人Bと個人Aを比較すれば、個人Bは、貯蓄をしたことから、個人Aより、より高い税負担を負うことになる。

続いてつぎの例として、個人Aは、第1期に給与所得を得る（ライフサイクルの初期に給与を得る）。個人Bは、第2期に給与所得を得る（ライフサイクルの後期に給与を得る）。両者は二期間の間に同じ額の給与所得を得るものとする。個人Aは、第1期に受け取った課税後給与を貯蓄することから、利子所得に対し課税がなされる。そして、個人A、個人Bともに、第2期において消費するものとする。この場合、ライフサイクルの初期に給与を得た個人Aは、ライフサイクルの後期に給与を得た個人Bとの比較において、両者とも第2期で消費すると仮定した場合、個人Aは、より高い税額を支払わなければならないことになる。しかし、もし、資本所得に対する課税が存在しなければ、ライフサイクルの二期間にわたって同額の給与所得を得た者（個人A、個人B）に対する水平的不公平⁸⁵⁾は、生じない。この点で、ソレンセンは、「北欧の二元的所得税では、包括的所得税よりも資本所得を軽課するため、稼得と消費に関して異なった時間姿勢（time profiles）をもつ人々の間で、水平的不公平を矯正するのに役立つ」⁸⁶⁾と論じている。

ここで、年間所得は、公平の基準としてどの所得に基づいて測るかであるが、前述したように、利子所得に課税せず勤労所得にのみ課税する方が生涯所得の水平的公平に資するという議論もある。しかし、資本所得も年間所得であり利子所得も担税力があると考えられる場合には、貯蓄した後に消費した場合の課税負担が、必ずしも水平的に不公平とはいえないであろう。したがって、公平性の基準として測るかぎり、利子所得も当然年間所得に含まれるべきであり、利子に対する総合課税はなされるべきであると考えられる。

85) 税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない。この公平には、水平的公平と垂直的公平という考え方がある。水平的公平とは、同じ担税力を持つ者は同じ課税を負担するという意味の公平をいう。したがって、水平的不公平とは、同じ担税力を持ちながら、異なった課税負担になる場合をいう。

86) P.B. Sørensen, *supra* note 82, at 6-7. 馬場訳・前掲注82) 8頁。

(4) 最近、わが国でも金融資産所得に対する課税のあり方について注目されはじめてきている。すなわち、所得を勤労所得と資本所得に二分する議論の下では、資本は労働よりも流動的である⁸⁷⁾ことを前提に、勤労所得に累進税率を適用する。一方、資本所得に対しては、勤労所得に適用する最低税率以下の税率で分離課税することが望ましいとする議論がある。この点で、高額所得者による貯蓄率の高いわが国では、資本所得（利子、配当課税、キャピタル・ゲイン）に分離比例税を課し、残りの他の源泉の所得全体に累進税率を適用する二元的所得税を、そのまま採用することには慎重でなければならないと考える。

水野忠恒教授は、北欧諸国の事情を背景に採用された二元的所得税について、つぎのように指摘されている。北欧の二元的所得税については最適課税論が採用されたとみるべきではない。二元的所得税は、北欧諸国の事情を背景に採用されたものであり、その背景を明らかにすることが重要であると指摘し、「二元的所得税を採用した北欧4国とわが国の状況との違いを明確にすることが重要である」⁸⁸⁾と主張されている。

また、わが国の最近の政策の懸案となっている「金融所得課税の一体化」が二元的所得税への移行とみる者もある。しかし、この政策案に関しては、課税の公平性・中立性、金融資産所得の保有階層等の諸点を考慮しつつ議論してゆくことが重要であろう。

8 最適課税論

「最適課税論」とは、課税による資源配分の効率性や所得分配の公平性等の観点を考慮して、両者の調整を図りながら、望ましい課税のあり方を模索する議論である。税制調査会金融課税小委員会資料⁸⁹⁾によれば、「最適課税論の考え方では、所得を利子、配当、株式等譲渡益等の金融所得と勤労所得とに大別した場合、所得の特性を踏まえ、その時々を経済状況下で税制に求められる多様な要請のう

87) 「流動的である」ということは、供給の価格弾力性が大きいということになる。

88) 水野・前掲注5) 租税法131頁。

89) 税制調査会金融課税小委員会資料「金融システム改革と金融関係税制」(平成9年12月)。

ちのどの観点を重視するかによって、両者をいかに課税するかは変わり得ることになり、両者を分離して課税することを積極的に評価する場合もあり得る」と考えられるとしている。また、同小委員会は、資源配分の効率性の観点を重視した場合と所得分配の公平性の観点を重視した場合の例を、それぞれつぎのように挙げている。

たとえば、資源配分の効率性の観点を重視した場合は、貯蓄が課税によって影響を受けやすいとすれば、勤労所得への課税よりも、金融所得への課税を軽くすることが適当となる。他方、所得分配の公平性の観点を重視した場合は、金融所得の格差が勤労所得の格差よりも大きいならば、勤労所得に対しては、金融所得より軽く課税することが適当となる⁹⁰⁾。このように、最適課税論の下では、どの観点を重視するかによって、その結果が異なってくるため、実際に最適課税論を用いる場合には、難しい局面がある。

また近年、最適課税論の名の下に分類所得税を支持する見解が、一部の財政学者の間で強くなりつつある。しかし、最適課税論は、納税者の効用や社会厚生のとらえ方によって、得られる結果が異なってくることから、現実の政策決定に用いるには難しい点もある⁹¹⁾。この点で、最適課税論は、様々な与件の下で、適切な課税のあり方というものが異なるものになるといえよう。

経済のグローバル化に伴い、「足の速い資本所得」の海外への流出に対する問題意識から、資本所得に対して低い税率で課税するという議論もある。こうした議論について、水野忠恒教授は、「最適課税論といっても、資本所得および勤労所得に対して適正な税率を提供することはできないとされている」⁹²⁾点を指摘されている。

以上より、最適課税論を国の政策決定に用いることは、多くの問題があるといえよう。

90) 税制調査会金融課税小委員会資料・前掲注89) 金融システム改革と税制。

91) 税制調査会資料「わが国税制の現状と課題」(平成12年7月)。

92) 水野・前掲注5) 租税法131頁。

9 わが国の所得税制度

(1) わが国の所得税制度に及ぼすアメリカの影響

第II章では、所得を所得概念とその機能から検討した結果、所得を包括的に構成することの重要性が示唆された。

わが国の所得税法は第二次大戦後、アメリカ法の強い影響の下で所得の範囲を広く捉えており、キャピタル・ゲインも所得の範囲に含めている。この点について、金子宏教授も、「キャピタル・ゲインを所得として課税の対象に含めることは、公平負担の観点から、是非とも必要なことである」⁹³⁾と明言されている。

アメリカでは、今日、人の担税力を増加させるすべての利得を原則として所得と考え、所得の範囲が非常に広く構成されている。現在、わが国でも、人の担税力を増加させる利得を原則として所得と捉え、所得課税の対象として、所得を包括的に構成している。この点で、わが国の所得税制度もアメリカの影響を受けているといえよう。

他方、所得税制の実態は、課税対象とされる所得の範囲をどの程度包括的にとらえるのが適当であるかという点で、多くの問題を抱えている。本稿の主題と関連する大きな課題は、たとえば、包括的所得概念の下で未実現利益を課税の対象とするか否かという問題である。

(2) わが国の所得税制度

わが国は、所得をその源泉や所得の性質に応じて10種類に区分して課税している(所得税法23～35条)。このような所得の分類は、各種の所得金額の計算に際して、所得の源泉や性質に応じた担税力の相違を加味しようという配慮に基づくものである⁹⁴⁾とされる。他方、わが国の所得税法は、原則として各種所得金額を合算し、それに一本の税率表を適用して、所得税の金額を算定していることから、基本的には総合所得課税であるといえよう⁹⁵⁾。しかし近年、特に経済学者の間で、所得課税に対しては批判がある。その批判とは、①勤労所得への課税は、

93) 金子宏「所得税とキャピタル・ゲイン」『課税単位及び譲渡所得の研究』91頁(有斐閣、1996)。

94) 金子宏『法律学講座双書 租税法 [第10版]』185頁(弘文堂、2005)。

95) 金子・前掲注94) 租税法185頁。

勤労意欲を損ねる、②貯蓄に対する二重課税が生じる、③多くの租税特別措置によって本来の課税負担の公平性が失われる、というものである。

所得に対する課税のあり方を問題にする場合は、所得を金銭的価値で表現しなければならない。その表現の仕方として、消費型・支出型所得概念と取得型所得概念の二つの類型がある。現在、各国の租税制度では、取得型所得概念が採用されている。この取得型所得概念の考え方では、所得の範囲の構成に関して、制限的所得概念と包括的所得概念の二つの考え方がある。

制限的所得概念の下では、反復的・継続的に生ずる利得のみが所得の範囲に入るが、キャピタル・ゲインは所得の範囲に入らない。したがって、キャピタル・ゲインは課税の対象ではないことになる。

他方、包括的所得概念の下では、キャピタル・ゲインは、人の担税力を増加させる利益であり、所得に含まれる。しかし、キャピタル・ゲインのうち未実現の利益は、所有する資産価値の増加益であるから、原則として課税の対象からは除かれる⁹⁶⁾。しかし、所得概念上は、未実現利益も人の担税力を増やすという点で所得と解釈し得る。そこで、包括的所得とは、どこまでを所得の範囲に含めるのか。さらに、未実現利益に対する課税については、第IV章で後述するが、実際に未実現利益の把握や課税上の困難性等、わが国の所得税制度の今後の検討課題である。

Ⅲ 金融資産収益と金融所得課税の一体化

1 はじめに

第II章では所得概念として、消費型・支出型所得概念、包括的所得概念等を検討した。その結果、わが国の所得税法は、包括的所得概念の下で、総合課税を原則とすることが、課税の公平性・中立性という観点から重要視されなければならないことが示唆された。しかし、平成16年6月15日に政府税制調査会金融小委

96) 未実現利得に対する課税について、金子宏教授は、「実現原則は、未実現利得の把握が困難である実際的な理由から認められる原則であって、実現は決して所得の本質的な要素ではなく、未実現の利得が課税の対象とされている例はいくつかある」と指摘されている(金子・前掲注6) 所得概念117頁)。

員会から、「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」が公表された。ここでは、株式の配当や譲渡益、投資信託の売買益、預貯金の利子等から生じる損益を相殺して税負担を軽減できる一体課税の導入を提言している。前述したように、わが国は、総合的に課税をすることが公平負担の観点で適正であるとされている。しかし、この一体化という議論は、保有階層や所得の性質が異なる金融商品を一まとめに、金融所得や資本所得として区分するという主張である。一体課税の対象は、株式の配当や譲渡益、投資信託の売買益、預貯金の利子等の金融資産所得である。しかし、一口に金融資産所得といっても、それぞれの金融商品は、その所得の性質や所得階層を異にしている。それゆえ、「金融所得」という類型で一まとめにするという主張を、所得区分の意義、公平な課税負担の配分および所得階層の観点から検討する。

これらの問題を検討する前提として、現行の総合課税制度の下で、利子所得、配当所得、株式の譲渡所得等、所得を分類して計算するという課税計算の仕組みは、どのような意義があるのか。また、それら所得の区分は、担税力という指標に基づき、どのように異なって取り扱うべきであるのか等が基本的な検討課題となる。そこで、金融商品の所得区分において、本来基本にすべき考え方を整理し、おもに所得の性質および所得階層の観点から検討する。

2 所得区分の判断基準の明確化に関して

(1) 所得区分の問題について、金子宏教授は、「特に、最近の金融取引の発展と投資の多様化に伴い、その収益の所得分類については立法論上・解釈論上の問題が少なくない」⁹⁷⁾と言及されている。そこで、所得区分や所得の性質をめぐるわが国の裁判例から示唆される所得の性質をまとめると、以下のようになる。

(2) 所得区分をめぐるわが国の裁判例から示唆される所得の性質

(a) 利子所得とは、金融機関等が不特定多数の者から消費寄託契約に基づいて受け入れた資金に対して支払う利子をいう。その特色は、定期に定率で多数の者に同じ条件で支払われるというものである（東京高判昭和39年12月9日行集15

97) 金子・前掲注94) 租税法195頁。

巻12号2307頁)。また、公社債等への投資も貯蓄の一形態であり、これらの利子や収益の分配金も実質的に預貯金の利子と異ならないため、利子所得として解される(東京高判昭和41年5月17日税資44号634頁以下)。

(b) 配当所得とは、社会通念上、商法の利益配当に同一とされ、一般的には商法の損益計算手続を経てなされた利益の分配である(最判昭和35年10月7日民集14巻12号2420頁)。また、配当所得は、法人の利益処分の性質をもっており、法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託、特定目的信託の収益の分配にかかる所得である。

(c) 譲渡所得とは、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益である(最判昭和43年10月31日訟月14巻12号1443頁)⁹⁸⁾。また、所得税法33条1項は、譲渡所得とは、「資産の譲渡による所得をいう」と定めている。有価証券の譲渡益は代表的な譲渡所得である。ここで、資産とは、譲渡性のある財産をすべて含む観念である。譲渡とは、有償、無償を問わず所有権その他の権利の移転を広く含む観念である。たとえば、売買や交換、現物出資等と解される。その譲渡益が、「営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得」にあたるか否かについての判断基準は、①譲渡人の既往における資産の売買回数、数量、金額、および売買の相手方、②売買のための資金繰り、③売買を行うための施設、広告、宣伝等の方法、④当該譲渡にかかる資産の取得、および保有の状況等を総合して判断することが妥当である、と解される(名古屋地判昭和46年12月10日行集22巻11・12号1892頁)⁹⁹⁾。また、譲渡所得には、資産の値上益に対する課税のように、一時的・偶発的な性質があると解される。

譲渡所得は、所得税法のなかでもとりわけ論点の多い所得である。たとえば、所得の区分において、一般的には所有者の意思によらない外部的な変化に起因した資産価値の増加益は、譲渡所得にあたりと解される(東京高判昭和48年5月31日行集24巻4・5号465頁以下)。しかし、所有者の努力と活動に起因する資産価値の増加益は、事業所得あるいは雑所得にあたりと解される。このように、有

98) 「判批」『租税判例百選 [第三版]』60頁。

99) 「判批」曹時30巻5号701頁以下。

価証券の譲渡益であるキャピタル・ゲインをめぐる問題の解釈には、難しい点がある。

(d) 一時所得とは、所得税法上、臨時的、偶発的かつ不規則的性質を有するものであり、その実質は、競輪、競馬の払戻金と同一の性質を有するものである。一時所得と事業所得との区分に関しては、社会通念上の事業であるか否かについて、営利目的と継続性に重点をおいて判断し、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」は、一時所得から除外される。この場合の社会通念とは、具体的には、営利性、有償の有無、継続性、反復性の有無、自己の危険と計算における企画遂行性の有無、その取引の目的、その者の職歴、社会的地位、生活状況等の諸点から検討されるべきであると解される（東京地判昭和48年7月1日シュト138号48頁以下）。

(e) 有価証券の売買から生ずる所得が、①取引回数が多量であったり、②継続的に利得を得ている等の場合は、事業所得に区分される共通要素である。たとえば、商品先物取引において、高度に技術化された売買組織の下に、大量かつ迅速に行われる集団取引であって、多数回にわたり、継続的に行った先物取引による所得は、事業所得に該当すると解釈される（福井地判昭和39年12月11日訟月11巻6号935頁以下）。

営利を目的とした継続的取引が行われれば、他の要件が備わっていなくとも、社会通念上、事業所得と認められる（最判昭和47年11月9日税資66号940頁以下）。たとえば、商品先物取引において、利益の発生が不確実であっても、営利を目的とした自己の危険と計算において独立的に行われる継続的行為は、社会通念上、「対価を得て継続的に行う事業」であるから事業所得であると解釈される。ここで、自己の危険と計算において独立的に行うとは、事業場を設置したり、人的物的要素が結合した経済的組織によるものであることを必要としない（静岡地判昭和50年10月28日訟月21巻13号2803頁以下、最判昭和53年12月14日）。

一般的な有価証券の売買によって生ずる利得よりも、むしろ投機性の高い商品先物取引において、継続的に多額の利得を得ていたという事実は、事業所得とされる要素と解釈される。また、所有者の積極的な意思あるいは作為を加えて生じた価値の増加益は、事業所得もしくは雑所得の性質を有する所得とされる。

(f) 雑所得は、発生の状況において他の所得と異なり、その多くは余剰資産の運用によって得られる。したがって、雑所得には他の所得との損益通算の規定がないため、その担税力の差に注目すれば、それ相当の合理性を認めることができる(福岡高判昭和54年7月1日訟月25巻11号2888頁以下)。

有価証券の取引による所得は、それが事業所得とみられない場合でも、営利を目的とする継続的行為である限り、雑所得にあたとされる(広島地判昭和42年3月8日行集18巻3号198頁以下、訟月13巻5号557頁以下)。営利目的の継続的行為にあたるか否かの判断は、譲渡時までの株式所有期間、取引回数、取引株数、取引金額、取引の種類、職業、取引のための人的物的設備の有無の程度、過去の取引状況、その他の諸般の事情を勘案して判断すべき事柄である。さらに、雑所得は、他のいずれの所得区分にも該当しない所得を包括する所得と解釈されている。雑所得か、他の所得かという所得の区分は、とりわけ損益通算においては重要な問題となる。損益通算については、後述の第Ⅲ章4節を参照いただきたい。

以上、金融資産の所得区分の判断基準として、わが国の裁判例からの示唆をまとめた。さらに、アメリカの所得区分をめぐる裁判例から、以下のような示唆が得られた。

(3) 所得区分をめぐるアメリカの裁判例からの示唆

アメリカの所得の類型は、通常所得とキャピタル・ゲインの二類型である。また、法人においても所得区分が存在するなど、基本構造においてわが国とは異なっており、単純に比較することはできない。しかし、アメリカ合衆国では総合課税が実施されており、アメリカの裁判例は、わが国の課題を検討するための有益な手がかりになるものと考えられる。そこで、本稿の主題と関連する裁判例から、わが国の金融資産の所得区分の検討に参考となる事項は、以下の諸点である。

(a) コーンプロダクツ事件¹⁰⁰⁾において、連邦最高裁判所は、原告のコーン先物

100) *Corn Products Refining Co. v. Commissioner* 350 U.S. 46 (1955); W. Klein, J. Bankman & D. Shaviro, *supra* note 27, at 659-663; P. McDaniel, H. Ault, M. McMahon, & D. Simmons, *Federal Income Taxation, cases and materials*, 876-879 (4th ed., Foundation Press, 1998).

は、内国歳入法典117条(a)項(現行、1221条)に規定された資本的資産の例外の明文には該当しないとした。つまり、本件の商品先物は、在庫品、棚卸資産、顧客へ販売のために所有する財産、事業に用いている減価償却資産のいずれでもない。しかし、117条の規定は、「立法の目的を損なうほど広く適用してはならない」としている。裁判所は、本件のコーン先物による企業の毎日の活動から生ずる利益と損失は、キャピタル・ゲイン/ロスというよりも、どちらかという通常所得あるいは通常損失であると解釈したのである。

本件の判決では、資本的資産の範囲が限定された。裁判所は、「当該商品先物が資本的資産の例外に該当しない場合でも、規定の趣旨、目的から、資本的資産の例外である通常所得を構成する」と判示している。そこから示唆されるように、アメリカでは、内国歳入法典の規定で、当該資産が資本的資産の例外に該当しない場合でも、キャピタル・ゲインに関する規定の趣旨、目的から、その資産が例外に該当すると解釈する場合がある。

(b) マラット事件¹⁰¹⁾では、連邦最高裁判所は、通常所得やキャピタル・ゲインの所得区分およびその範囲について、つぎのように判示している。すなわち、通常所得は、事業における毎日の営業活動から生ずる利益や損失である。これに対して、キャピタル・ゲインは、ある一定期間にわたって生じた価値の増加の実現であるとされている。

(c) アーカンサス事件¹⁰²⁾では、納税者による有価証券の購入において、その有価証券が事業の遂行に密接な関係があり、それが必要な行為として納税者によって購入され、売却時まで保有され続ける場合には、売却の結果生ずる損失は事業上の費用もしくは通常損失として、全額総所得から控除することができる。これに対して、その有価証券の購入、あるいは保有の動機が、投資目的である場合には、売却により実現された損失は、資本的資産の規定によらなければならないと

101) *Malat v. Riddell* 383 U.S. 569 (1966); P. McDaniel, H. Ault, M. McMahon, & D. Simmons, *supra* note 100, at 847.

102) *Arkansas Best Corp. v. Commissioner* 485 U.S. 212 (1988); W. Klein, J. Bankman & D. Shaviro, *supra* note 27, at 663-669; P. McDaniel, H. Ault, M. McMahon, & D. Simmons, *supra* note 100, at 882-888.

の判示がなされている。

(d) ウインドル事件¹⁰³⁾では、納税者による有価証券の購入の動機が、投資上の動機と事業上の動機とが共に存在していて、事業上の動機が勝っている場合に、事業上の動機が納税者の保有する株式の性格を決定するのか、あるいは、投資上の動機が二次的なものであったとしても、投資上の動機が事業上の動機を無効にするのか、という問題が争点となった。租税裁判所は、実質的な投資の動機をもって購入された有価証券は、これを上回る実質的な事業上の動機によって購入されたとしても、その有価証券は投資の動機をもって購入されたもの、すなわち、資本的資産と解釈するという判示を行った。

上記のアーカンサス事件とウインドル事件は、有価証券の購入の動機をめぐる裁判であり、当該資産が、資本的資産か資本的資産以外かの判断について判示がなされた。わが国でも有価証券の区分に関して、法人税法では売買目的有価証券と売買目的外有価証券に区分され、企業会計では売買目的有価証券とその他の有価証券等に区分される。有価証券の区分は、納税者の意思によって行われるという点で、これらの事件の判示は、わが国における所得区分の問題の検討に、大いに参考になると考えられる。

アメリカ合衆国では、金融資産の取引が、事業における毎日の営業活動から生ずる利益である場合には通常所得、それが相当の期間にわたって生じた価値増加の実現である場合には、キャピタル・ゲインと区分されている。また、その有価証券の購入の動機によっても区分がなされる。このようにアメリカでは、金融資産の所得区分に関して、基本的には内国歳入法典に基づくものであるが、その判断基準は画一的ではなく、その状況、規定の趣旨等に応じて判示がなされている。

わが国でも有価証券の譲渡益をめぐる課税は、所得税法のなかでも論点が多い。そこで、有価証券の譲渡益とその課題を以下で検討する。

3 有価証券の譲渡益と優遇措置

(1) 譲渡所得の代表的なものに株式の譲渡益がある。本稿の主題と関連する譲

103) W.W. Windle Company v. Commissioner, 65 T.C. 694 (1976).

渡所得は、おもに株式をはじめ有価証券を譲渡した場合の所得として扱う。とりわけ譲渡所得で問題となるのが、資産と譲渡の意義とその範囲である。譲渡の意義として、金子宏教授は、「所得税法33条1項にいう譲渡とは、売買や交換はもとより、競売、公売、取用、物納、法人に対する出資等所有権その他の権利の移転を広く含む観念である」¹⁰⁴⁾と述べ、さらに、「資産の譲渡による所得の分類について、一般論としては、所有者の意思によらない資産価値の増加は譲渡所得であり、所有者の人的努力や活動による資産の増加は事業所得、雑所得に当たると考えるべきであろう」¹⁰⁵⁾と論評されている。

つまり、金子宏教授の見解は、譲渡所得とは、経済活動の結果による資産価値の増減であり、それには人的なものが介入されない所得である。他方、事業所得および雑所得は、第一義的には人的なものを介するが、第二義的には経済活動等の結果による資産価値の増減である、と考えられる。

有価証券の譲渡益である譲渡所得の本質は、キャピタル・ゲインであり所有資産の価値の増加益と解される。現在わが国では、譲渡所得は、課税の対象とされている。また、譲渡所得は、長期間に渡って徐々に累積してきたキャピタル・ゲインが資産の譲渡によって所有者の手から離れて一挙に実現するため、課税においては、その税率を緩和する必要があるとされ、平準化措置が採用されている。

平成15年度の改正では、長期保有上場株式等と短期保有上場株式等の区別を廃止し、上場株式等の譲渡益に対しては一律20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用となった。しかし、平成15年1月1日から平成19年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率を適用することになっている（租特37条の11第1項）。さらに、平成16年改正では、平成16年1月1日から平成20年3月31日までに支払われるものについては、10%（所得税7%、地方税3%）の優遇税率が適用されることとなっている。このように、上場株式等の譲渡益は、優遇措置により税負担が軽減されている。それゆえ、本来、他の所得に区分されるべき所得を、譲渡所得に転換あるいは仮装しようとするような試みがなされやすい

104) 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』101頁（有斐閣、1996）。

105) 金子・前掲注94）租税法220頁。

といえよう。

また、投資優遇措置として、平成13年11月30日から平成14年12月31日までに購入した上場株式等を、平成17年から平成19年の間に譲渡した場合、取得価額が1,000万円に達するまでの譲渡益を非課税とする措置が設けられた。

平成15年の改正で、上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益の分配金、上場株式等の譲渡益について、源泉徴収のみで納税が完了し、申告が不要となる、いわゆる特定口座制度が導入された。この制度は、納税者の事務負担の増加等を配慮して、平成15年1月1日以降の譲渡に適用されている。特定口座は、開設の段階で譲渡益から所得税（7%）および地方税（3%）の源泉徴収を行うか否かを選択できることになっている。

譲渡所得の課税に関して、最判昭和43年10月31日¹⁰⁶⁾は、「資産の値上りによってその資産の所有者に帰属する増加益を所得とし、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のもの、と解すべき」とした。また、現行の所得税法では、譲渡所得とは、「資産の譲渡による所得である」と定めている（所税33条1項）。

水野忠恒教授は、「譲渡所得の本質は、保有資産の増加益や含み益といった資産の値上益（capital gains）である」とされている。さらに、「その値上益が、その資産の譲渡によって所得が実現したときに課税される。しかし、所得概念から考えれば、未実現の所得に対する課税は否定されるものではない」¹⁰⁷⁾と論じておられる。

(2) 個人が、上場株式を証券市場で譲渡した場合の譲渡益に対する課税に関して、平成19年12月までは、10%（所得税7%、地方税3%）、それ以降は、20%（所得税15%、地方税5%）の軽減税率が予定されている（租特37条の11）。この場合、株式等の譲渡により生じた損失は、他の株式等の譲渡により生じた所得と通算することができる。しかし、その他の所得と通算することはできない（租特37条の10第1項）。また、個人が、平成15年1月1日以降、証券業者等において特定

106) 最判昭和43年10月31日月報14巻12号1443頁。

107) 水野・前掲注6) 租税法183～184頁。

口座を設定し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出している場合、その口座に保管委託された上場株式等の取引による所得については、証券業者を通じて納税される（租特37条の11の3、37条の11の4）ことになっている。このように、特別措置の下で、個人における譲渡益に対する分離課税が認められている。他方、法人が株式の譲渡を行った場合は、譲渡金額から譲渡原価を控除した額が譲渡損益となり、法人税の課税対象となる。

以上で明らかなように、所得を譲渡所得として区分することにより税負担が軽減されることがあるため、他の所得を譲渡所得に転換しようとしたり、譲渡所得に仮装しようとしたりして、キャピタル・ゲインの課税をめぐる問題が生じる。

(3) 譲渡益の課税上の問題点として、金子宏教授は、「租税制度の歴史において、キャピタル・ゲインを課税対象とすべきか否かという問題は、最もはげしく議論されてきた」¹⁰⁸⁾と指摘されている。ここでは、租税特別措置法の下で譲渡益が分離課税となっている点を検討する。

譲渡所得は、財産所得ないしは不労所得である¹⁰⁹⁾点を考慮すれば、勤労所得よりもその担税力ははるかに高いといえよう。さらに、キャピタル・ゲインは一般に高額所得者層に多く保有されていること等を考え合わせると、キャピタル・ゲインに対する平準化措置の適用は妥当であるかが、疑問となる。

この疑問に対して、ファイナンスの基本的原理、「安全なドルはリスクのあるドルより価値が大きい」¹¹⁰⁾という面から例を用いて検討する。今仮に、1年後に有価証券Aを売れば206万円になることを予測し、その実現を期待して180万円を投資することを考えているとする。この場合、1年後の206万円は最善の予測を表すが、しかし、それは確実なものではない。もし、有価証券Aの価値にリスクがあれば、純現在価値の額は異なったものになる。そこで投資家は、200万円の他の金融商品Bを買って206万円を確実に得られるならば、有価証券Aを買わないと考えられる。この際、ブリーリーとマイヤーズの理論が有益な教訓とな

108) 金子・前掲注93) キャピタル・ゲイン41頁。

109) 金子・前掲注93) キャピタル・ゲイン48頁。

110) R. Brealey & S. Myers, *supra* note 18, at 15. ブリーリー&マイヤーズ(国枝ほか訳)・前掲注18) ファイナンス23頁。

る。ブリーリーとマイヤーズはつぎのことに注目した。「米国財務省短期証券 (Treasury bills : 1年以内に満期を迎える米国債) のようにきわめて安全な証券¹¹¹⁾ は、過去75年間に於いて年間3.9%の平均収益率¹¹²⁾ (average return) しか提供していないが、リスクの高い株式市場の平均収益率は、13.0%であった。つまり、リスクのあるドルが、安全なドルに対して9%以上のプレミアム (premium) を提供した」¹¹³⁾。この点で、ブリーリーとマイヤーズは、安全なプロジェクトを評価する場合には、現在の無リスク金利 (current risk-free rate of interest) で割引く (discount)。他方、平均的なリスクを有するプロジェクトを評価する場合は、平均的な株式の期待収益率 (expected return) で割引くとした。また、「過去のデータによれば、平均的な株式の期待収益率は、無リスク金利より約9%高いが、多くの財務担当者やエコノミストはそれより低い数字を支持している」¹¹⁴⁾と指摘している。

上記のブリーリーとマイヤーズの理論から、利子所得等のきわめて安全な資産の平均収益率は、株式あるいはデリバティブ等のリスクの高い資産の平均収益率よりも低いことが示唆される。つまり、当該所得の平均収益率が低いということは、その所得の担税力が低いといえよう。現在、わが国の利子所得に対する課税は20%の源泉分離であり、株式譲渡益に対する税率は地方税と合わせて10% (租

111) 米国財務省短期証券 (Treasury bills : 1年以内に満期を迎える米国債) は、投資先のうち最も安全なものといえる。なぜなら、債務不履行の恐れはなく、満期が短いことから価格も比較的安定している。米国長期国債 (long-term United States government bonds) は、金利の変動に伴って価格も変動する (金利が上がれば債券価格は低下し、金利が下がれば債券価格は上昇する) 資産である。長期社債 (long-term corporate bonds) に投資すれば、債務不履行 (default) のリスクをかかえる。スタンダード・アンド・プアーズ社の株価指数 (S&P 500) すなわち、規模でみた上位500社の普通株式によるポートフォリオ、小規模企業の株式へ投資すれば、企業のリスクの一部を直接負うことになる。(R. Brealey & S. Myers, *supra* note 18, at 153-154. ブリーリー&マイヤーズ (国枝ほか訳)・前掲注18) ファイナンス164~165頁。

112) 収益率 = 収益 / 投資

113) R. Brealey & S. Myers, *supra* note 18, at 178. ブリーリー&マイヤーズ (国枝ほか訳)・前掲注18) ファイナンス194頁。

114) R. Brealey & S. Myers, *supra* note 18, at 178. ブリーリー&マイヤーズ (国枝ほか訳)・前掲注18) ファイナンス194頁。

特37条の11)である。わが国は、「貯蓄から投資へ」という国の政策の要請で、一般に、リスクを伴う金融商品に対しては、租税特別措置法の下で低率の課税で済ませている。この点で、上記の理論では、むしろ安全な利子所得に対しては低率で課税し、リスクを伴う株式等には高率で課税する方がより合理的な方法であることを示唆している。

また、わが国では、現在、利子所得は一律20%の源泉分離課税である。一方、配当所得、株式の譲渡所得は、租税特別措置法の下で、株式投資等から生じた収益(配当所得あるいは株式の譲渡所得)の税率を10%に抑え、納税者の選択によっては分離課税が認められている。これらの点を考慮すれば、現行の分離課税は、必ずしも公平な課税の負担となっていない。たとえば、課税所得金額が330万円未満の所得階層(課税所得の税率は0~10%)には、金融資産所得の課税は重課となる。他方、900万円以上の所得階層(課税所得の税率は30~37%)には、軽課という結果となる。近年は、利子所得が低額であるため、その金額だけをとらえた場合あまり問題視はされないが、しかし、理論面および制度面において問題は深刻であると考えられる。

わが国では、今後も、株式の譲渡益に対する課税に関して、なお多くの優遇措置がとられるものと考えられる。そこで問題は、本来、優遇されるべき所得階層の納税者にはその恩恵がなく、優遇されるべき合理的な理由が認められない一部の所得階層の納税者にかぎった優遇措置となっている点である。金子宏教授の指摘にあるように、「特別措置はいったん採用されると次々に増殖作用を起こす」¹¹⁵⁾。さらに、「譲渡所得が不労所得ないしは財産所得であって、勤労所得よりもはるかに高い担税力をもつことは否定できない。この意味で、譲渡所得に対する平準化措置の適用が妥当であるかどうか、また、公平負担の観点から見て必然的な要請であるのか否かを問い直す必要があるように思う」¹¹⁶⁾と言及しておられる。

また、シャープ勧告は、所得税の課税ベースを包括的に捉えて、公平負担の観点を特に注目した。さらに、譲渡所得の課税について、譲渡所得は所有者に対し

115) 金子宏『所得課税の法と政策』10頁(有斐閣、1996)。

116) 金子・前掲注93) キャピタル・ゲイン48頁。

て、利子または配当が与えると全く同様の経済力の増加を与えるという点を指摘した。しかも、シャープ勧告は、ある種の所得を分離して低い税率を適用するような措置は、原則としていっさい認めていない。

石弘光教授は、シャープ税制がいくつかある租税原則のうちで、課税の公平確保を最優先にし、かつそれを所得税で実現させようとした点を評価され、「今日のが国の税制が、税制上の優遇措置を数多く設け、分離課税を導入したことが不公平な税制につながった」¹¹⁷⁾と指摘されている。

以上のように、租税特別措置の導入は、本来の租税基本原則が歪められ、所得階層と金融商品の所得区分における公平性や中立性の点で問題が生ずることが示唆される。

4 損益通算

(1) 所得税法69条1項において、損益通算が認められるのは、不動産所得の金額、事業所得の金額および山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上、損失が生じた場合であると定めている。これを受けて所得税法施行令は、「①所得の計算上生じた損失の金額があるときは、まず他の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額及び雑所得の金額（経常所得の金額）から控除する。②譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず一時所得の金額から控除する。③経常所得の金額について、①による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これを譲渡所得の金額および一時所得の金額から順次控除する」と定めている（所施令198条、199条）。この場合、当該譲渡所得の金額のうち、所得税法33条3項1号（資産の譲渡による所得）と同項2号に掲げる所得があるときは、同項1号に掲げる所得に係る部分の金額から控除すると規定している（所税33条3項）。

譲渡所得の損益通算について、水野忠恒教授は「実際には、譲渡所得のほとんどが分離課税となっており、譲渡所得は損益通算の対象にはならない。さらに、

117) 石弘光『利子・株式譲渡益課税論』48～49頁（日本経済新聞社、1993）。

損益通算の順序として、經常所得と譲渡所得は区別されている」¹¹⁸⁾ことを指摘されている。

(2) 損益通算の根拠はつぎのように解される。すなわち、所得税を10種類に区分した各種所得の金額の計算において、暦年による期間計算を行っている。しかし、譲渡所得や一時所得は別として、事業所得や給与所得は継続的に発生する所得である。それゆえ、課税される所得調整のために、損益通算が認められている。

その趣旨について、水野忠恒教授は、以下のような注目される二つの点を指摘されている。すなわち、「損益通算制度は、①事業・投資活動の回収部分があるために認められる。②損失の通算を認めないならば、事業や投資におけるリスクについて意思決定が中立的でなくなる。つまり、リスクにおける中立性を損ねるという問題がある。たとえば、事業所得と譲渡所得、給与所得と事業所得、給与所得と譲渡所得、配当所得と事業所得と区分された所得の間に中立性が保たれるのかという問題がある」¹¹⁹⁾。

(3) 税制調査会・金融小委員会報告¹²⁰⁾は、損益通算の考え方として、「貯蓄から投資へ」という国の政策的要請にこたえて、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたりできる限り広げていくことが適当であるとしている。また、金融小委員会は、損益通算しきれなかった損失については、3年繰越しの対象とすることが考えられると示して、以下のように具体的な方向を検討している。それは、課税方式が分散化している金融所得間の課税方式をできる限り均一化し、他方で、金融所得間の損益通算の範囲拡大を図るというものである。具体的には、株式譲渡損益と公社債譲渡損益、上場株式の配当所得と株式譲渡損失、株式譲渡損失と利子所得において、それぞれの間での損益通

118) 損益通算の順序は、「①不動産所得または事業所得の損失については、譲渡所得より以前に、利子・給与所得を含む經常所得から控除する。これに対して、譲渡所得については、一時所得から控除して、その後、經常所得から控除する」(水野・前掲注5)租税法251頁)。

119) 水野・前掲注5)租税法254頁。

120) 税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(平成16年6月15日)。

算を認める旨が明らかにされている。

ここで問題となるのは、損益通算においては、分離課税とされている所得と総合課税とされている所得との損益通算および所得の性質が異なる所得間の損益通算は適当ではないと考えられる。たとえば、配当所得と株式譲渡損失との損益通算においては、配当所得と株式譲渡所得とはその性質が異なる。さらに、株式譲渡損失と利子所得においては、利子所得は源泉分離課税であることや、利子所得と株式譲渡所得とでは所得階層が異なることから損益通算は不合理であると考えられる。

現行においては、わが国では一般に利子所得における利子率が低いため、利子所得が低い。そのため、利子所得との損益通算に対して、人々の意識は低いと考えられる。しかし、損益通算の範囲を利子所得にまで拡大することに対しては、慎重でなければならない。

5 結びにかえて

以上、金融商品を「金融所得という類型で一体化する」という主張を、所得概念、所得区分の意義、公平な租税負担の配分、所得階層および損益通算等の観点から検討した。その結果、以下のことが示唆される。

従来より、わが国の所得税法は、包括的所得概念の下で総合課税を採用し、その所得の性質や担税力の点で所得を10種類に区分している。さらに、その上で総合課税または分離課税がなされている。ひと口に金融資産所得といっても、金融商品によっては、その所得の性質や所得階層を異にしている。したがって、利子、配当、株式譲渡益等に区分される所得は、その所得の性質や担税力等を配慮した区分がなされている。所得税法が所得を区分する意義は、あくまでも、実質的な課税負担の公平な配分の実現を考慮したものである。よって、租税理論上、水平的および垂直的公平という租税原則の観点から、金融商品の所得を区分する意義は、異なる所得間の担税力や所得の性質に基づいて、どのように異なった取り扱いをするのかということであり、この視点は所得を区分する上で重要である。

また、利子所得の課税方法が源泉分離であることを考慮すれば、利子所得を他

の金融商品の損益と損益通算することは合理性を欠くものである。よって、預貯金等の利子所得と株式の譲渡所得、および配当所得等の公社債の収益の分配等を同一にとらえることを前提にした金融資産所得課税の一体化は、金融商品の所得の性質や、保有階層からの視点を無視したものであり、租税原則を歪めるものであると考えられる。

他方、金融所得課税の一体化は、二元的所得税論の立場から主張されることもある。北欧における二元的所得税の採用は、北欧では、それまでの厳格な総合課税制度において、高額所得者層を中心に住宅ローン利子控除制度等を活用した租税回避が行われ、税収への打撃や垂直的不公平の発生といった事態を招いた反省を受けて採用されたという事情がある¹²¹⁾。さらに、北欧諸国では、貯蓄等の資本所得の割合が低いという特殊な事情を背景に、二元的所得税のシステムが採用された。しかし、とりわけ高額所得者の貯蓄率が高いわが国では、資本所得（利子、配当、キャピタル・ゲイン）に分離比例税を課し、残りの他の源泉の所得全体に累進税率を適用しようとする二元的所得税をそのまま当てはめることには慎重でなければならない。あくまでも、わが国の事情を反映した対応がなされるべきであり、その際に、公平性・中立性といった租税原則、所得階層に沿った税制を構築していかなければならない。

さらに、近年、最適課税論の名の下に分類所得税を支持する見解もある。最適課税論は、納税者の効用や社会厚生のとらえ方によって得られる結果が異なる。これは一方で、適切な課税のあり方が様々な与件のもとで変わり得るものであることを見過ごしてはならない。また、経済のグローバル化に伴い、「足の速い資本所得」の海外への流出に対する問題意識から、資本所得に対して低い税率で課税するという議論もある。このような議論に対して、水野忠恒教授が指摘されているように、最適課税論といっても、資本所得と勤労所得に適正な税率を提供することはできない¹²²⁾のであり、最適課税論を国の政策決定に実際に活用するには課題があると考えられる。

以上のように、金融資産の所得課税は、総合的な観点から考慮することによっ

121) 金融税制に関する研究会「今後の金融税制のあり方について」(平成14年6月)。

ではじめて実質的な租税負担の公平性、中立性を保つことができるものと考えられる。よって、金融資産所得課税の一体化は、垂直的公平の要請と比較してその利益を勘案するならば、国の政策の目標として採用する優先順位は低いと考えられる。

(以下次号)

122) 水野・前掲注5) 租税法131頁。